

○ 松戸市盛土事業規制要綱

昭和62年2月20日
松戸市告示第28号

(目的)

第1条 この要綱は、土地の埋立て又は盛土行為(以下これらを「盛土事業」という。)について必要な規制をすることにより、降雨による住居等に対する浸水被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

(盛土事業規制区域)

第2条 市長は、別表に掲げる地域で、盛土事業を規制する必要があると認める区域を盛土事業規制区域(以下「規制区域」という。)として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、規制区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(適用)

第3条 この要綱は、規制区域において施行される盛土事業について適用する。ただし、住居等に対する浸水被害の防止若しくは軽減又は住居等の建築を目的として行う盛土事業については、この限りではない。

(協議)

第4条 盛土事業を施行する者は、その土地の所有者と共同して、あらかじめ盛土事業協議申出書(第1号様式)を提出し、次に掲げる事項について、市長と協議し、指導を受けるものとする。

(1) 埋立て、盛土の高さの制限

(2) 土砂流出防止対策

(3) 盛土事業施行中の安全対策

(4) 盛土事業予定区域(以下「予定区域」という。)又は周辺地域の道路、水路等の公共施設の破損防止対策

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 位置図

(2) 予定区域、隣接土地及び搬入路(公道から予定区域までの間をいう。以下同じ。)となる土地を明示した公図の写し(土地所有者の住所及び氏名を明記すること。)

(3) 土砂等の搬入経路図(市内の全経路について縮尺1万分の1以上の図面に明示すること。)

(4) 予定区域の盛土事業の平面図及び断面図

(5) 予定区域の土砂流出防止対策に関する図書等(ただし、市長は、盛土事業の位置及び盛土の高さに応じ、省略させることができる。)

- (6) 前項第3号及び第4号に規定する対応策に関する図書等
 - (7) 関係各課その他関係機関との協議報告書
 - (8) 誓約書(第2号様式。盛土事業主(盛土事業を施行する者及び当該土地所有者をいう。以下同じ。)が法人である場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。)
 - (9) 盛土事業主の印鑑登録証明書
 - (10) その他市長が必要と認める図書
- 3 第1項の申出書及び前項第10号の誓約書に押印する印は、印鑑登録されているものとする。

(盛土事業協議済書の交付等)

- 第5条 市長は、前条の申出に基づき協議したときは、盛土事業主に盛土事業協議済書(第3号様式。以下「協議済書」という。)を交付するものとする。
- 2 盛土事業主は、協議済書に従い、盛土事業を施行するものとする。

(盛土事業の開始)

- 第6条 盛土事業主は、協議済書の受領後、盛土事業を開始する日の7日前までに、盛土事業開始届(第4号様式。以下「開始届」という。)を市長に提出するとともに、盛土事業施行区域(以下「施行区域」という。)に盛土事業標示板(第5号様式)を設置するものとする。
- 2 開始届には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 協議済書の写し
 - (2) 施行区域、隣接土地及び搬入路の土地を明示した公図の写し(土地所有者の住所及び氏名を明記すること。)
 - (3) 土地登記簿謄本(施行区域、隣接土地及び搬入路の土地のもの)
 - (4) 施行区域の土地について所有権以外の権利を有する者がいる場合は、その者の承諾書
 - (5) 盛土事業の契約書の写し
 - (6) 盛土事業を施行するため民地等を通行する場合は、その土地所有者の承諾書(第6号様式)
 - (7) 道路又は水路を占有する場合は、その許可書の写し
 - (8) 盛土事業主の印鑑登録証明書(開始届に押印する印が盛土事業協議申出書に押印した印と同一である場合を除く。)
 - (9) その他市長が必要と認める図書

(盛土事業の変更等)

- 第7条 盛土事業主は、協議済書の受領後、当該盛土事業の内容を変更しようとするときは、盛土事業変更届(第7号様式)を提出し、市長の承諾を得るものとする。
- 2 盛土事業主は、協議済書の受領後、当該盛土事業を廃止しようとするときは、盛土事業廃止届(第8号様式)を市長に提出するものとする。

(報告)

第8条 盛土事業主は、市長が必要と認めるときは、盛土事業の進捗状況等について市長に報告するものとする。

(完了報告等)

第9条 盛土事業主は、盛土事業が完了したときは、完了後7日以内に盛土事業完了報告書(第9号様式)を市長に提出し、当該盛土事業が協議済書の内容に適合するものであることについて、確認を受けるものとする。

(指導)

第10条 市長は、この要綱に規定する手続きを経ないで盛土事業を施行している者又は協議済書の内容に違反して盛土事業を施行している盛土事業主に対して、この要綱の目的を達成するため必要な指導をするものとする。

(立入調査)

第11条 市長は、盛土事業を施行する者又は当該土地所有者のいずれかの同意を得て職員を施行区域に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

(適用除外)

2 この告示は、この告示施行の際現に施行中の盛土事業については適用しない。

別表(第2条関係)

大字	字
根木内	霜田、新宿下、北の台、代城、葉中
中和倉	稲荷下沖、稲荷下、荒井堤東
松飛台	中関
串崎新田	上関
小金飛地	細沼
馬橋	相坪、広手
栄町	一丁目～八丁目、西一丁目～西五丁目
古ヶ崎	稲荷前、三枚田、供養塚、松戸分、甚兵衛沼、庚塚、曽根裏、堤添、一丁目～四丁目

日暮	前、宮ノ下、川間、はぬきまえ、山ノ下、ぶたい
河原塚	橋戸、高田、初崎、庚申前
和名ヶ谷	関場、久保田、宮ノ下、和田、東下
大橋	松木下、土橋下、坂下、前田、寺之下、辺田ノ下、国分境
紙敷	新橋、初崎、下ノ宮、山ノ下、土橋、妙見下
秋山	弁天、北井戸、北
小山	堤際、外畑、西田
上矢切	神明脇、神明前、寺後、菰田、鎌田、杉山、川端道、芝原、勢至下、古川、 草生、沼淵、屋敷添